

物 品 売 買 契 約 書(案)

支出負担行為担当官 広島検疫所総務課長 諸井 靖之(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により、トナーカートリッジ等の購入に係る単価契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和6年度広島検疫所トナーカートリッジ等の購入(単価契約)

契約保証金 免 除

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約履行場所)

第2条 この契約の履行場所は、別紙1「仕様書」のとおりとする。

(納品検査)

第3条 乙は、給付の確認について、納品の都度、甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならぬ。

(所有権の移転及び危険負担)

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認めた物品を受領したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(予定数量)

第5条 この契約における予定数量は、別紙1「仕様書」のとおりとする。ただし、当該予定数量は甲の都合により変更することができる。

(契約期間)

第6条 この契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約の目的)

第7条 乙は、別紙1「仕様書」に基づき、契約物品の納入を行い、甲は乙にその対価を支払う。

(契約単価)

第8条 この契約単価は、別紙2「契約単価一覧表」のとおりとする。

2 契約単価は、経済事情に著しい変動があった場合に甲乙協議の上変更することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1)乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2)乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4)第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があつた日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。

(3)競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4)乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5)第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るもの)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する

額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4)乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5)前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(支払の方法等)

- 第14条 乙は、第3条に定める検査職員の検査に合格した場合は、その月に納入した品目の数量を取りまとめ、契約単価を乗じた金額の総額に消費税額及び地方消費税額を加えた額を甲に請求するものとする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とし、円未満端数は切り捨てるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に對価を支払うことができないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条により算出した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又

は支店若しくは営業所(當時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(再委託)

第28条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託

契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第29条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第30条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1)受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合

(2)事業参加者の住所のみの場合

(3)契約金額のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26第、27条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 広島県広島市南区宇品海岸3丁目10番17号
支出負担行為担当官
広島検疫所総務課長 諸井 靖之

乙

契約単価一覧表

No.	品名	メーカー	対象機種	型番(コード)	単価
1	RICOH SP トナー マゼンタC740H	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	600586	
2	RICOH SP トナー イエローC740H	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	600587	
3	RICOH SP トナー シアン C740H	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	600585	
4	RICOH SP トナー ブラック C740H	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	600584	
5	RICOH SP ドラムユニット カラー C740	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	512768	
6	RICOH SP ドラムユニット ブラック C740	リコー	リコー SP C740、SP C750、SP C751	512767	
7	プリントヘッドPF-03	Canon	Canon IPF605	2251B001	
8	メンテナンスカートリッジMC-16	Canon	Canon IPF605	1320B009	
9	顔料マットブラック PFI-102 MBK	Canon	Canon IPF605	0894B001	
10	染料ブラック PFI-102 BK	Canon	Canon IPF605	0895B001	
11	染料シアン PFI-102 C	Canon	Canon IPF605	0896B001	
12	染料マゼンタ PFI-102 M	Canon	Canon IPF605	0897B001	
13	染料イエロー PFI-102 Y	Canon	Canon IPF605	0898B001	
14	トナーカートリッジ318(イエロー)	Canon	Canon LBP7200CN	2659B003 CRG-318YEL	
15	トナーカートリッジ318(マゼンダ)	Canon	Canon LBP7200CN	2660B003 CRG-318MAG	
16	トナーカートリッジ318(シアン)	Canon	Canon LBP7200CN	2661B003 CRG-318CYN	
17	トナーカートリッジ318(ブラック)	Canon	Canon LBP7200CN	2662B003 CRG-318BLK	
18	トナーカートリッジ335Y(イエロー)	Canon	Canon LBP841C	8670B001 CRG-335YEL	
19	トナーカートリッジ335M(マゼンダ)	Canon	Canon LBP841C	8671B001 CRG-335MAG	
20	トナーカートリッジ335C(シアン)	Canon	Canon LBP841C	8672B001 CRG-335CYN	
21	トナーカートリッジ335BK(ブラック)	Canon	Canon LBP841C	8673B001 CRG-335BLK	
22	トナーカートリッジ(イエロー)	Canon	Canon LBP712Ci	0454C001 CRG-040YEL	
23	トナーカートリッジ(マゼンダ)	Canon	Canon LBP712Ci	0456C001 CRG-040MAG	
24	トナーカートリッジ(シアン)	Canon	Canon LBP712Ci	0458C001 CRG-040CYN	
25	トナーカートリッジ(ブラック)	Canon	Canon LBP712Ci	0460C001 CRG-040BLK	
26	OKI トナーカートリッジ(ブラック)	OKI	OKI C835	TC-C3BK2	
27	OKI トナーカートリッジ(シアン)	OKI	OKI C835	TC-C3BC2	
28	OKI トナーカートリッジ(マゼンタ)	OKI	OKI C835	TC-C3BM2	
29	OKI トナーカートリッジ(イエロー)	OKI	OKI C835	TC-C3BY2	
30	トナーカートリッジ053H(イエロー)	Canon	Canon LBP853C	キヤノン 2191C001CRG-053HYEL	
31	トナーカートリッジ053H(マゼンタ)	Canon	Canon LBP853C	キヤノン 2193C001CRG-053HMAG	
32	トナーカートリッジ053H(シアン)	Canon	Canon LBP853C	キヤノン 2195C001CRG-053HCYN	
33	トナーカートリッジ053H(ブラック)	Canon	Canon LBP853C	キヤノン 2197C001CRG-053HBLK	
34	ドラムカートリッジ053	Canon	Canon LBP853C	キヤノン 2197C001CRG-053DRM	
35	RICOH トナー シアンPC6000H	リコー	リコー P C6010	600684	
36	RICOH トナー マゼンタPC6000H	リコー	リコー P C6010	600685	
37	RICOH トナー イエローPC6000H	リコー	リコー P C6010	600686	
38	RICOH トナー ブラックPC6000H	リコー	リコー P C6010	600683	
39	RICOH ドラムユニットカラーPC6000	リコー	リコー P C6010	514488	
40	RICOH ドラムユニットブラックPC6000	リコー	リコー P C6010	514487	
41	RICOH トナーカートリッジ ブラック P C300H	リコー	リコー P C301SF	514229	
42	RICOH トナーカートリッジ シアン P C300H	リコー	リコー P C301SF	514230	
43	RICOH トナーカートリッジ マゼンタ P C300H	リコー	リコー P C301SF	514231	
44	RICOH トナーカートリッジ イエロー P C300H	リコー	リコー P C301SF	514232	
45	IPSiO SP 廃トナーボトル C220	リコー	リコー P C301SF	515285	
46	トナーカートリッジ071	Canon	MF273dw	5645C003CRG-071	

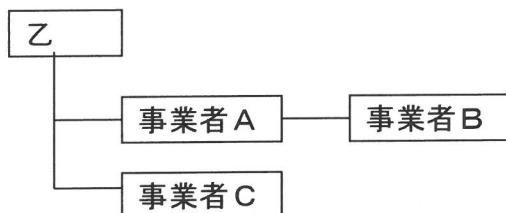
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	○○県○○市・・・	円	
B			



様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島検疫所総務課長 殿

名称
代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島検疫所総務課長 殿

名称
代表者名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島検疫所総務課長 殿

名称
代表者名

履行体制図変更届出書

契約書第30条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図